

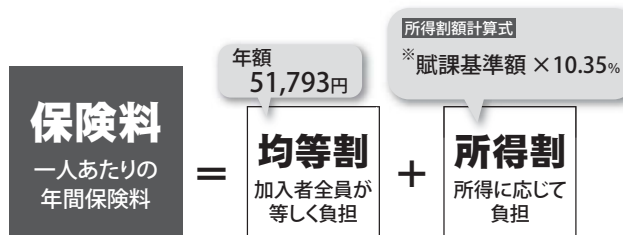
後期高齢者医療制度のお知らせ

市民保険課高齢者医療係 ☎57-8506

平成27年度の保険料率は 昨年度と同じです

◆保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。



※賦課基準額…総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)から、山林所得金額、土地建物の譲渡所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額

1人あたりの年間保険料の上限は57万円です。

後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までとなっています。

新しい保険証(緑色)は7月24日頃、みどり色の封筒でお届けします。

また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までとなっています。

現在認定証をお持ちで、8月からも該当する人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。



保険料の支払いを「口座振替」に変更できます

保険料を年金からお支払いされている人で、口座振替でのお支払いを希望される場合は、市民保険課または各支所の窓口で手続きをしてください。

※被保険者証、印鑑、金融機関での口座振替申込書の控えが必要です

保険料の軽減措置のお知らせ

1【被保険者均等割額の軽減】

世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額(※)の状況により軽減の判定をします。

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	5,179円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	7,768円	33万円以下
5割	25,896円	33万円 + (26万円 × 被保険者数) 以下
2割	41,434円	33万円 + (47万円 × 被保険者数) 以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

2【所得割額の軽減】

被保険者本人の総所得金額などの状況により軽減の判定をします。

軽減割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課の基となる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみの場合は、収入額が211万円以下

3【被用者保険の被扶養者であった人の軽減】

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった人は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額は賦課されません。

(注)同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

ご不明なことは
お気軽にお問い合わせください。



高齢受給者証・各認定証の有効期限にご注意ください

有効期限は
7月31日です

有効期限を更新します

【対象】

■70～74歳の国保の人(高齢受給者証をお持ちの人)

7月下旬に新しい高齢受給者証(ピンク色でハガキ大)を世帯主あてに郵送しますので、**8月1日からお使いください**。(更新手続きは必要ありません)

*国民健康保険被保険者証(青色または茶色・カードサイズ)の有効期限とは異なります

▶医療費の自己負担割合を更新します

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準日として前年(平成26年1月～12月)の課税所得により、自己負担割合を判定しています。

- 3割負担…現役並み所得者
- 2割負担…昭和19年4月2日以降生まれで現役並み所得者以外の人
- 1割負担…昭和19年4月1日以前生まれで現役並み所得者以外の人

各認定証は更新手続きが必要です

【対象】

■70歳未満の課税世帯

(国保限度額適用認定証/青色・ハガキ大)

■75歳未満の非課税世帯

(国保限度額適用・標準負担額減額認定証/黄緑色・ハガキ大)

現在、これらの認定証をお持ちで、引き続き**8月1日からも必要な人は更新手続きをお願いします**。市民保険課または最寄りの支所で手続きをしてください。(印鑑が必要です)

国保税のお知らせ

■平成27年度の納税通知書を7月10日頃に発送します
国民健康保険税(国保税)は、国保を支える大切な財源のひとつです。納め忘れのないようにお願いします。



■納付は便利な口座振替がおすすめです!

口座振替依頼書は市内の金融機関にあります。預金通帳・届出印をお持ちのうえ、金融機関で直接お申込みください。

だより 国保

8月1日からは
新しい高齢受給者証・
認定証をお使いください



有効期限が過ぎた古い受給者証・各認定証はハサミで切るなどして、ご自身で廃棄処分してください。

第1期の納期限は
7月31日(金)
です。